

# 青森県報

第二千八百三十三号

平成十九年  
七月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

|   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 統計功績者表彰規程の一部を改正する規程……………                            | (統計分析課) ……        | 一 |
| 飼料の試験の結果の概要……………                                    | (畜産課) ……          | 一 |
| 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……………                       | (建築住宅課) ……        | 一 |
| 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………                             | (経理課) ……          | 二 |
| 漁船保険付保義務の発生……………                                    | (西北地域<br>県民局) ……  | 二 |
| 公平委員会の事務の受託……………                                    | (人事委員会<br>事務局) …… | 三 |
| 公 告   |                   |   |
| 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する<br>同法第十条第二項の規定による公告…………… | (県民生活<br>文化課) ……  | 三 |
| 建設業者の許可の取消し……………                                    | (三八地域<br>県民局) ……  | 四 |
| 右 同……………  | ( 同 ) ……          | 四 |
| 雑 報   |                   |   |
| 平成十九年度行政書士試験の実施について……………                            | (総務学事課) ……        | 四 |

## 告 示

青森県告示第五百十九号

統計功績者表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 統計功績者表彰規程の一部を改正する規程

統計功績者表彰規程(昭和三十六年三月青森県告示第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一」を「いずれかに」に、「行なつ」を「行う」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

### 附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第五百二十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十九年六月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地                       | 収去場所 | 飼 料 の 名 称                        | 製 造 年 月 | 試 験 結 果 の 概 要 |       |         |      |       |       |         |         |       |       | 違反の内容 |            |             |
|--|------|----------------------------------|---------|---------------|-------|---------|------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|-------|------------|-------------|
|  |      |                                  |         | 粗たん白質 %       | 粗脂肪 % | カルシウム % | リン % | 粗繊維 % | 粗灰分 % | 揮発性窒素 % | 水溶性窒素 % | 消化率 % | TDN % |       | ME kcal/kg | その他<br>水分 % |
| 北日本くみあい飼料株式会社八戸工場<br>八戸市大字河原木字<br>海岸24の7 | 同左   | くみあい標準配合飼料<br>八ノパコーチツクFBI後<br>期M | 19.5    | 18.4          | 3.3   | 1.08    | 0.80 | 3.0   | 5.9   |         |         |       |       | 2,800 | 13.6       |             |
|  |      | くみあい配合飼料<br>ニコアクテインA             | 19.5    | 19.3          | 5.5   | 0.92    | 0.66 | 2.0   | 5.1   |         |         |       |       | 81.0  | 11.5       |             |
|  |      | くみあい配合飼料<br>ニコアクテインB             | 19.5    | 17.4          | 5.1   | 1.02    | 0.65 | 3.2   | 5.3   |         |         |       |       | 78.0  | 13.1       |             |

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称          | 住 所                    | 構造計算適合性判定<br>の業務を行う事務所<br>の所在地             | 日 指 定 を し た | 構造計算適合性判定の<br>業務の開始<br>の日 |
|--------------|------------------------|--|-------------|---------------------------|
| 株式会社建築住宅センター | 青森市本町二丁目九の一七青森県中小企業会館内 | 同上   | 平成十九年六月十八日  | 平成十九年六月二十日                |
| 財団法人日本建築センター | 東京都千代田区外神田六丁目一の八       | 一 東京都千代田区外神田六丁目一の八<br>二 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七の五 | 平成十九年六月十八日  | 平成十九年六月二十日                |

青森県告示第五百二十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

- 「株式会社みちのく銀行大町支店」 弘前市大字大町三丁目
  - 「株式会社みちのく銀行八戸支店」 八戸市江陽二丁目
  - 「ラピア出張所」
  - 「株式会社みちのく銀行湊支店」 八戸市小中野八丁目
- を削る。

青森県告示第五百二十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により

公示する。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

|   |        |
|---|--------|
| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名   | 加入区の名称 |
| 西津軽郡深浦町大字舩作字清滝十一番地<br>西 崎 義 三<br>西津軽郡深浦町大字舩作字清滝二〇番地<br>坂 本 清 春<br>西津軽郡深浦町大字舩作字清滝二八番地<br>宮 本 一 男 | 舩作     |

青森県告示第五百二十四号

県は、青森県後期高齢者医療広域連合から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県後期高齢者医療広域連合と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を青森県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙

とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成十九年八月一日から施行する。

# 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県消費者協会

三 代表者の氏名

竹島 勝昭

四 主たる事務所の所在地

青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ内

五 定款に記載された目的

この法人は、諸種の消費者問題について、消費者団体、行政機関、研究機関、企業その他の団体ならびに消費者、消費者問題の専門家および研究者、弁護士などと連携、相互交流を図りながら、消費者被害の実態調査、研究、啓発、情報提供、救済およびその支援の活動や消費者問題に係る情報公開の活動ならびに消費者の権利の確立に向けた活動を行い、消費者被害の救済と防止を実現し、もって消費者の保護および人権の擁護、福祉の増進、社会教育の推進などに寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社八戸ブルドーザ工業

二 代表者の氏名 山崎 栄治

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日市字下樋田二五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一三六四号

五 取消年月日 平成十九年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可 塗装、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年六月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大光電気設備株式会社

二 代表者の氏名 川村 みどり

三 主たる営業所の所在地 八戸市青葉三丁目三二の六

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第七五号

五 取消年月日 平成十九年六月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年五月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

平成19年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により別表に掲げる都道府県知事から財団法人行政書士研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成19年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 池ノ内 祐 司

1 試験期日 平成19年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

| 試験地 | 試 験 場 場                            | 所 在 地   |
|-----|------------------------------------|---|
| 北海道 | 北海道大学 豊平校舎<br>函館市民会館<br>道北経済センタービル | 北海道札幌市豊平区旭町4-1-40<br>北海道函館市湯川町1-32-1<br>北海道旭川市常盤通 1丁目 |
| 青森県 | 青森中央学院大学                           | 青森県青森市横内字神田12   |
| 岩手県 | 岩手大学                               | 岩手県盛岡市上田3-18-8  |
| 宮城県 | 東北電子専門学校                           | 宮城県仙台市青葉区花京院1-3-1                                     |
| 秋田県 | 秋田大学 手形キャンパス                       | 秋田県秋田市手形学園町1-1  |

|      |                  |                     |
|------|------------------|---------------------|
| 山形県  | ウエルサンピア山形        | 山形県山形市蔵王飯田637       |
| 福島県  | 福島大学             | 福島県福島市金谷川1          |
| 茨城県  | 茨城大学             | 茨城県水戸市文京2-1-1       |
| 栃木県  | 宇都宮大学 峰キャンパス     | 栃木県宇都宮市峰町350        |
| 群馬県  | 高崎経済大学           | 群馬県高崎市上並榎町1300      |
| 埼玉県  | 立正大学 熊谷キャンパス     | 埼玉県熊谷市万吉1700        |
|      | 大東文化大学 東松山キャンパス  | 埼玉県東松山市岩殿560        |
| 千葉県  | 日本大学理工学部 船橋キャンパス | 千葉県船橋市習志野台7-24-1    |
|      | 神田外語大学           | 千葉県千葉市美浜区若葉1-4-1    |
| 東京都  | 慶應義塾大学 三田キャンパス   | 東京都港区三田2-15-45      |
|      | 中央大学 後楽園キャンパス    | 東京都文京区春日1-13-27     |
|      | 早稲田大学 西早稲田キャンパス  | 東京都新宿区西早稲田1-6-1     |
|      | 明治大学 和泉キャンパス     | 東京都杉並区永福1-9-1       |
|      | 成蹊大学             | 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1   |
| 神奈川県 | 中央大学 多摩キャンパス     | 東京都八王子市東中野742-1     |
|      | 青山学院大学 相模原キャンパス  | 神奈川県相模原市淵野辺5-10-1   |
| 新潟県  | 新潟大学 五十嵐キャンパス    | 新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050  |
|      | 朱鷺メッセ            | 新潟県新潟市中央区万代島6-1     |
| 富山県  | 富山大学             | 富山県富山市五福3190        |
| 石川県  | 石川医療技術専門学校       | 石川県金沢市堀川新町7-1       |
| 福井県  | 福井大学 文京キャンパス     | 福井県福井市文京3-9-1       |
| 山梨県  | 山梨学院大学           | 山梨県甲府市酒折2-4-5       |
| 長野県  | J A長野県ビル         | 長野県長野市南長野北石堂町1177-3 |
|      | 松本歯科大学           | 長野県塩尻市広丘郷原1780      |
|      | 駒ヶ根商工会館          | 長野県駒ヶ根市上穂栄町3-1      |
| 岐阜県  | 岐阜大学             | 岐阜県岐阜市柳戸1-1         |
| 静岡県  | 静岡大学 静岡キャンパス     | 静岡県静岡市駿河区大谷836      |
| 愛知県  | 名城大学 天白校舎        | 愛知県名古屋市長白区塩釜口1-501  |
| 三重県  | 三重中京大学           | 三重県松阪市久保町1846       |
| 滋賀県  | 滋賀大学 彦根キャンパス     | 滋賀県彦根市馬場1-1-1       |
| 京都府  | 同志社大学 京田辺キャンパス   | 京都府京田辺市多々羅都谷1-3     |

|      |                  |                    |
|------|------------------|--------------------|
| 大阪府  | 大阪産業大学           | 大阪府大東市中垣内3-1-1     |
|      | 近畿大学 本部キャンパス     | 大阪府東大阪市小若江3-4-1    |
| 兵庫県  | 甲南大学             | 兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1   |
|      | 兵庫県立大学 姫路書写キャンパス | 兵庫県姫路市書写2167       |
| 奈良県  | 奈良産業大学           | 奈良県生駒郡三郷町立野北3-12-1 |
| 和歌山県 | 和歌山ビッグイェ         | 和歌山県和歌山市手平2-1-2    |
|      | JAビル             | 和歌山県和歌山市美園町5-1-1   |
| 鳥取県  | 鳥取県立県民文化会館       | 鳥取県鳥取市尚徳町101-5     |
| 島根県  | 島根県職員会館          | 島根県松江市内中原町52       |
| 岡山県  | 岡山大学 津島キャンパス     | 岡山県岡山市津島中3-1-1     |
| 広島県  | 広島修道大学           | 広島県広島市安佐南区大塚東1-1-1 |
| 山口県  | 山口県セミナーパーク       | 山口県山口市秋穂二島1062     |
| 徳島県  | 徳島大学 常三島キャンパス    | 徳島県徳島市南常三島町2-1     |
| 香川県  | 英明高等学校           | 香川県高松市亀岡町1-10      |
| 愛媛県  | 松山大学             | 愛媛県松山市文京町4-2       |
| 高知県  | 高知県立高知小津高等学校     | 高知県高知市城北町1-14      |
| 福岡県  | 福岡工業大学           | 福岡県福岡市東区和白東3-30-1  |
| 佐賀県  | 佐賀短期大学           | 佐賀県佐賀市神園3-18-15    |
| 長崎県  | 長崎大学 文教キャンパス     | 長崎県長崎市文教町1-14      |
| 熊本県  | 熊本大学 黒髪北地区       | 熊本県熊本市黒髪2-39-1     |
| 大分県  | 大分大学 旦野原キャンパス    | 大分県大分市大字旦野原700     |
| 宮崎県  | 宮崎県立宮崎工業高等学校     | 宮崎県宮崎市天満町9-1       |
| 鹿児島県 | 鹿児島県庁            | 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1   |
|      | 鹿児島大学水産学部        | 鹿児島県鹿児島市下荒田4-50-20 |
|      | 鹿児島県市町村自治会館      | 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4    |
|      | 鹿児島県大島支庁         | 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3   |
| 沖縄県  | 琉球大学 千原キャンパス     | 沖縄県中頭郡西原町字千原1      |
|      | 沖縄県宮古支庁          | 沖縄県宮古島市平良字西里1125   |
|      | 沖縄県八重山支庁         | 沖縄県石垣市字真栄里438-1    |

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 試 験 科 目                     | 内 容 等  |
| 行政書士の業務に關し必要な法令等 (出題数 46題)  | 憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に關して出題します。 |
| 行政書士の業務に關連する一般知識等 (出題数 14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解  |

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に關し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に關連する一般知識等」は択一式とします。

\* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで

イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配付する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月7日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所については、才をご覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

郵送配布

配布期間 平成19年8月6日(月)から8月31日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月31日必着のこと)

名 称 (財)行政書士試験研究センター  
住 所 〒100-8779 東京中央郵便局留

窓口配布

配布期間 平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで

配布場所 (青森県、岩手県及び秋田県の場合)

| 試験地          | 配 布 場 所                   | 所 在 地           | 配布時間       |
|--------------|---------------------------|-----------------|------------|
| 青森県          | 青森県総務部総務学事課<br>法規グループ     | 青森市長島1-1-1      | 8:30~17:15 |
|              | 青森県行政書士会                  | 青森市花園1-7-16     | 9:00~17:00 |
| 岩手県          | 岩手県地域振興部市町村課              | 盛岡市内丸10-1       | 8:30~17:15 |
|              | 岩手県庁舎内県民室                 | 盛岡市内丸10-1       |            |
|              | 盛岡地方振興局企画総務部              | 盛岡市内丸11-1       |            |
|              | 奥南広域振興局<br>花巻総合支局地域支援部    | 花巻市花城町1-41      |            |
|              | 奥南広域振興局<br>北上総合支局地域支援部    | 北上市芳町2-8        |            |
|              | 奥南広域振興局経営企画部              | 奥州市水沢区大手町1-2    |            |
|              | 奥南広域振興局<br>一関総合支局地域支援部    | 一関市竹山町7-5       |            |
|              | 奥南広域振興局<br>一関総合支局千厩県民センター | 一関市千厩町千厩字北方95-2 |            |
|              | 大船渡地方振興局企画総務部             | 大船渡市猪川町字前田6-1   |            |
|              | 奥南広域振興局<br>花巻総合支局遠野県民センター | 遠野市六日町1-22      |            |
| 釜石地方振興局企画総務部 | 釜石市新町6-50                 |                 |            |

|                       |                       |            |
|-----------------------|-----------------------|------------|
| 宮古地方振興局企画総務部          | 宮古市五月町1-20            |            |
| 久慈地方振興局企画総務部          | 久慈市八日町1-1             |            |
| 二戸地方振興局企画総務部          | 二戸市石切所字荷渡52           |            |
| 岩手県行政書士会              | 盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階     | 9:00～17:00 |
| 秋田県知事公室総務課            | 秋田市山王4-1-1            |            |
| 秋田県鹿角地域振興局総務企画部       | 鹿角市花輪字六月田1            |            |
| 秋田県北秋田地域振興局総務企画部      | 北秋田市鷹巣字東中岱76-1        |            |
| 秋田県北秋田地域振興局総務企画部大館事務所 | 大館市片山町3-14-5          |            |
| 秋田県山本地域振興局総務企画部       | 能代市御指南町1-10           |            |
| 秋田県秋田地域振興局総務企画部       | 秋田市山王4-1-2            | 8:30～17:15 |
| 秋田県由利地域振興局総務企画部       | 由利本荘市水林366            |            |
| 秋田県仙北地域振興局総務企画部       | 大仙市大曲上栄町13-62         |            |
| 秋田県平鹿地域振興局総務企画部       | 横手市旭川1-3-41           |            |
| 秋田県雄勝地域振興局総務企画部       | 湯沢市千石町2-1-10          |            |
| 秋田県行政書士会              | 秋田市山王4-4-14 秋田県教育会館4階 | 9:00～17:00 |

注 土曜日及び日曜日は配布しません。

- (2) インターネットによる受験申込み  
 ア 受験申込み画面への入力

当センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。  
 イ 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

平成19年8月6日(月) 午前9時から9月4日(火) 午後5時まで

この出願システムは、9月4日(火) 午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

最終日(9月4日)は、大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

㈸行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特別措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成20年1月28日(月) 午前9時

(2) 方法 ㈸行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲載)します。

なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、当センターホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します。

別表 行政書士法第4条第1項の規定により㈸行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

|       |        |        |       |        |
|-------|--------|--------|-------|--------|
| 北海道知事 | 埼玉県知事  | 岐阜県知事  | 鳥取県知事 | 佐賀県知事  |
| 青森県知事 | 千葉県知事  | 静岡県知事  | 島根県知事 | 長崎県知事  |
| 岩手県知事 | 東京都知事  | 愛知県知事  | 岡山県知事 | 熊本県知事  |
| 宮城県知事 | 神奈川県知事 | 三重県知事  | 広島県知事 | 大分県知事  |
| 秋田県知事 | 新潟県知事  | 滋賀県知事  | 山口県知事 | 宮崎県知事  |
| 山形県知事 | 富山県知事  | 京都府知事  | 徳島県知事 | 鹿児島県知事 |
| 福島県知事 | 石川県知事  | 大阪府知事  | 香川県知事 | 沖縄県知事  |
| 茨城県知事 | 福井県知事  | 兵庫県知事  | 愛媛県知事 |        |
| 栃木県知事 | 山梨県知事  | 奈良県知事  | 高知県知事 |        |
| 群馬県知事 | 長野県知事  | 和歌山県知事 | 福岡県知事 |        |

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一  
 青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町二丁目番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円一銭